

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します

●問い合わせ
役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

新型コロナウイルス感染症が長期化するなか、子どもたちを力強く支援し、子どもたちの未来を拓くため、18歳以下の子どもがいる子育て世帯に臨時特別給付を支給することが令和3年11月19日に閣議決定されました。国が現金10万円の一括給付を可能としましたので、支援対象者の皆さんに現金10万円を一括で給付します。

1. 支給額

対象児童1人当たり現金一括10万円(先行給付5万円+追加給付5万円)

2. 対象児童

- 令和3年9月分の児童手当(本則給付※)支給対象となる児童
(令和3年9月出生児童は令和3年10月分)
- 令和3年9月30日時点で高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)
(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等の場合)
※結婚している場合はお問い合わせください。
- 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)
- 公務員で所属庁からの児童手当(本則給付)支給対象となる児童
※本則給付：児童手当の所得制限限度額を超えている人(特例給付)を除く。

【表1】児童手当の所得制限限度額 (単位:万円)

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.0
5人	812	1040.0

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意

自宅や職場などに大津町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

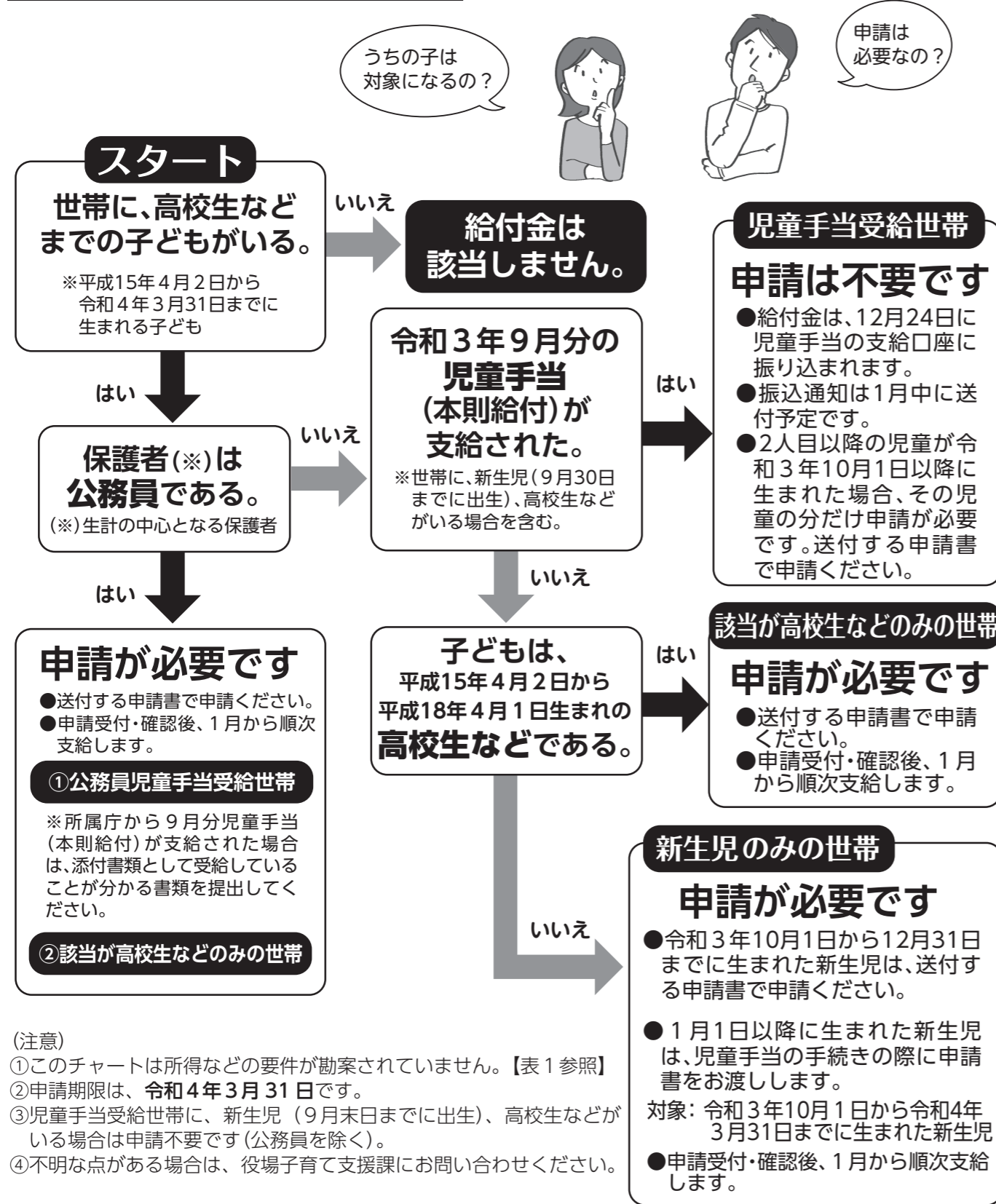
もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに役場子育て支援課または最寄りの警察署にご連絡ください。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者や扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で所得制限を確認します。

※DV被害により児童とともに避難されている人は、令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合でも、大津町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。

簡単フローチャートで確認してみよう ※このチャートはあくまで目安です



- (注意)
- このチャートは所得などの要件が勘案されていません。【表1参照】
 - 申請期限は、令和4年3月31日です。
 - 児童手当受給世帯に、新生児(9月末日までに出生)、高校生などがある場合は申請不要です(公務員を除く)。
 - 不明な点がある場合は、役場子育て支援課にお問い合わせください。

●休日開庁のご案内

申請書受け付けのため、休日に役場子育て支援課の窓口を開けますので、ご活用ください。
日時：令和4年2月6日(日) 午前9時～午後1時
場所：役場子育て支援課

●申請書の提出は電子申請でも可能です

- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請ページ(外部リンク)(<https://logoform.jp/f/7THft>)から申請ができます。
- 右の二次元コードより申請ください。

